

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第5 議案第71号 開成町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、人事行政の運営等の状況に関し公表すべき項目が追加等されたので、町条例においても所要の改正をするため、開成町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第71号 開成町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

開成町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右側が改正前、左側が改正後でございます。

地方公務員の人事行政運営の公平性、透明性を高める観点から、職員の任用等、人事行政の運営状況を住民に対し、わかりやすく公表するよう、地方公務員法に規定されております。本町におきましても、同法の規定にのっとり、給与や職員数等につきましては、毎年12月に公表しているところでございますが、このたび、地方公務員法が改正され、新たに3項目が追加されたことに伴う条例改正です。

表をご覧ください。第3条に第2号として、人事評価の状況を加えるものです。人事評価につきましては、昨年度の人事院勧告実施に伴い、規定されたものでございます。本町では、管理職につきましては、一部実施しておりますが、全職員を対象とすべく、現在、制度設計を行っているところでございます。

さらに第5号に、職員の休業の状況、第8号に、職員の退職管理の状況が加わりました。9第6号では、勤務評定が外れているという状況になります。

第8号の退職管理の状況につきましては、再就職者による現役職員への働きかけの規制や、利害関係企業等に対する求職活動の規制、再就職情報の届け出の義務付けなどが想定されております。いずれにつきましても、現時点では、詳細な公表内容につきましては国から示されておりませんが、今後、法改正の趣旨にのっとり、適切に進めてまいりたいと存じます。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、質疑を終了して、討論を行いますが、討論はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第71号 開成町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時45分 散会